

【東北 2 田子地区樹木採取区】

公募要項等に関する説明会及び現地説明会の質問・意見に対する回答

現地説明会の質問・意見(令和3年10月21日)

番号	質問項目	質問内容	回答
1	基礎額の算定方法について	基礎額算定林分の選定方法の説明で、林分内容や搬出等の条件から平均的な場所を選定しているとのことだが、選定過程では林分内容及び搬出条件どちらも点数が低い林分であっても、基礎額をみると高額になっているのはなぜか。	基礎額算定林分の選定にあたっては、森林調査簿(平成31年3月31日時点)等をもとに、林分内容のほか、林地傾斜等の搬出条件を点数化して平均的な場所を選んでいきます。(公募要項 別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」参照。) 一方、基礎額の算定は、収穫調査結果(林分内容や搬出条件等)をもとに算出しているものです。立木の径級や樹高、樹種構成によって価格の変動があるため、配布資料の「樹材種別明細」及び現地を確認のうえ、申請額を算出ください。
2	樹木採取区の林分内容、搬出条件等について	基礎額算定林分については、林分内容や搬出条件の配点を示していただいたが、基礎額算定林分以外の箇所も同様に示されているのか。(配布資料のp7「東北2田子地区樹木採取区森林資源等状況一覧表」に記載があるか。)	林分内容等の良し悪しについては、配布資料のp7では記載しておりませんが、公募要項 別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」に基礎額算定林分以外の箇所も林分内容や搬出条件を記載しておりますので、ご参照ください。なお、こちらに記載の林分は、公募段階で主伐可能なものを対象としています。
3	施業計画について	公募で示されている基礎額算定林分を1年目に伐採する必要があるのか。	伐採の順番については、樹木採取権者の任意となりますが、「公募要項 14.その他」で示すとお

			<p>り、国において収穫調査を実施済み伐区は、現段階では基礎額算定林分(513 か林小班を除く)のみとなります。</p> <p>そのため、樹木の採取にあたっては、収穫調査済み箇所を優先して着手いただくと、事業の円滑化に役立つものと考えています。</p>
4	<p>基礎額算定林分(502 い林小班)について</p> <p>【林分内容と搬出条件について】</p>	<p>基礎額算定林分(502 い林小班)の林分内容と搬出条件について教えてほしい。</p>	<p>公募要項 別紙 10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」では、林分内容の配点が 9 点で、搬出条件が 11 点となっている。</p>
5	<p>基礎額算定林分(502 い林小班)について</p> <p>【配布資料p16 の現況図面(GIS 図面)の見方】</p>	<p>基礎額算定林分(502 い林小班)の現況図面(GIS 図面)で、赤枠の想定伐区と、紫色点線で囲まれた生産固定経費共通伐区などが記載されているが、実際に伐採するのはどの部分になるのか。</p>	<p>想定伐区や生産固定経費共通伐区は、収穫調査の実施や基礎額の算定にあたり示したものです。質問いただいた「502 い林小班」の伐採にあたっては、配布資料p18「実測位置図」をご参照ください。</p>
6		<p>実際に伐採する際、隣接伐区(502 ろ林小班)にはすぐに入れないのか。</p>	<p>隣接伐区(502 ろ林小班)については、現段階で収穫調査を未実施であるため、採取まで一定期間を要します。</p> <p>採取希望時期があれば、任意提出いただく参考様式:採取希望時期に採取希望時期を記載いただくことにより、樹木採取権者となった場合の収穫調査の円滑な実施に活用させていただきます。</p>

公募要項等に関する説明会の質問・意見(令和3年10月22日)

番号	質問項目	質問内容	回答
1	申請方法について	申請者は1社のみでなければならぬのか。 共同申請は認められないのか。	申請は1社のみとなります。
2	伐採後の造林について	申請書の段階で、造林に係る費用は記載しなくてよいのか。	造林の費用については、申請書での記載を要しません。 造林については、森林管理署長と造林事業請負契約を締結することとなりますが、一貫作業を前提とするため、ご留意願います。
3		造林の範囲は、植栽後の下刈り等も要するのか。	造林は植栽までとなります。その後の管理は国で行います。 なお、造林事業請負契約については、東北森林管理局の造林事業請負契約約款に従っていただくこととなり、現場代理人の直接雇用や、一括下請の禁止などが規定されていますので、ご確認ください。 また、造林までの流れについては、配布資料「樹木採取権制度について」のp14 をご確認ください。
4	安定取引協定について	申請書に記載する安定取引協定について、協定数の大小は評価の対象とならないとの説明であったかと思うが、これに関してはどのような考えか。	安定取引協定の数が多い分、評価が上がるということではないため、申請に必要なものをコンパクトにまとめたいただければと考えています。
5		新規需要開拓の評価について、トレーサビリティを要さない旨が記載されている(配布資料「申請書記載例」p21 参照)が、この段階で取引内容の実施状況を確認するのか。	申請の段階では締結されている協定書で評価させていただきます。 木材取引の実施状況については、樹木採取権者になられた場合は、木材取引状況を報告いた

		<p>樹木採取区から供給される素材量として、6,000m³/年と記載されている(配布資料「申請書記載例」p14 参照)が、実際に生産された原木量がこれを下回った場合でも問題ないのか。</p>	<p>だくこととなります。</p> <p>安定取引協定の実施状況が思わしくない等の現状にある場合は、協定先の変更を検討いただく必要もあるかと考えています。(公募要項 別紙 15「樹木採取権運用協定書(案)」の第 8 章(木材の安定取引の目標に関する樹木採取権存続期間中の報告等)第 50 条を参照。)</p> <p>なお、当局としては、樹木採取区のお原木量を持って新規需要開拓をいただいているということからも、実際の資材量は考慮しつつ、樹木採取権者として協定先への供給責任をどう果たしているかという観点からも実際の取引内容の妥当性について、確認、検討して参ります。</p>
6	<p>樹木採取区の存続期間に係る樹木採取権の放棄について</p>	<p>素材生産を主としている。今回の樹木採取区の存続期間(8年間)では、雇用の関係からも継続出来るか不安もある。採取の権利を途中で放棄出来るのか。</p>	<p>最低採取面積を定めているため、全量を採取出来ない場合であっても、最低限この限度で採取を継続いただければと考えている。</p> <p>(公募要項 別紙 12「東北2田子地区樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8条の1 4 第2項第1号の樹木の採取に関する基準」を参照。)</p> <p>なお、やむを得ない事由が発生した場合など、樹木採取権を放棄できる旨を公募要項 別紙 15「樹木採取権運用協定書(案)」で定めているため、その範囲で</p>

			ご相談していくこととなります。
7	安定取引協定について	川下までの協定が必須であり、川中までの協定では不足であるという理解でよいか。	安定取引協定を通じて一定量（樹木採取区から供給される予定の量の50%以上）を川下まで供給する必要があることから、川下までの協定は必須となりますが、複数ある取引協定の中に川中止まりのものがあったとしても問題ございません。
8	川中・川下事業者の定義について	配布資料「樹木採取権制度について」のp5で記載されている川中、川下事業者の定義について、『原木をエネルギー源として再生可能エネルギー発電事業を営む者』は川中となっているが、この流れは川下まで協定を締結しなければならないのか。それとも、この場合は川中まででよいのか。	川中、川下事業者の定義については、「木材の安定供給の確保の促進に関する特別措置法」を適用しています。 ご質問いただいた、『原木をエネルギー源として再生可能エネルギー発電事業を営む者』は川中事業者と定義されています。 この場合の協定は、川中までで構いません（川下までの協定は別途必要）。 なお、素材生産事業者との間にチップ事業者等が入ることで、川下事業者になり得ると考えています。
9		川下事業者の定義として、『ラミナ等の半製品を含む木材製品を原材料として集成材・直交集成板（CLT）等を製造する者』とあるが、半製品を買わずに原木を購入して集成材等を製造している事業者もいるかと思う。この場合は川中になってしまうのか。	川中事業者には該当すると思いますが、申請書の記載内容によって、判断させていただくこととなります。